

福知山市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

令和7年7月22日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 中 嶋 守

監査結果報告

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象年度

令和6年度

3 監査の実施期間

令和7年5月26日から令和7年6月5日まで

4 監査対象部等

上下水道部 経営総務課、水道課、下水道課
市民病院事務部 総務課、医事課
大江分院管理課

5 監査の方法

監査対象課等から提出された監査資料、関係書類帳簿等を抽出して審査し、関係職員の説明を聴取して実施した。

6 監査の結果

おおむね適正に執行されているものと認めたが、一部適正を欠くものが見受けられたので、下記事項について、措置を求めるべきものと決定した。

なお、指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を通知されたい。

上下水道部 経営総務課（監査日 令和7年5月26日～28日）

1 財産管理について

行政財産の使用許可において、更新手続きが行われていないものがあった。速やかに更新手続きを行われたい。

2 契約について

広告掲載に関する契約において、適正な事務取扱いとなっていないものがあった。契約書等に基づいた事務をされたい。

上下水道部 下水道課（監査日 令和7年5月26日～28日）

1 契約について

物品購入において、少額に分割して発注しているものが見受けられた。適正な契約事務の執行に努められたい。

市民病院 事務部総務課（監査日 令和7年6月2日～5日）

1 契約について

少額の修繕の見積書において、記載事項が適切でないものが見受けられた。適切な事務処理に努められたい。

2 歳出について

誤った日付の請求書を受領し、支払処理をしているものがあった。請求書受領時の確認を徹底されたい。